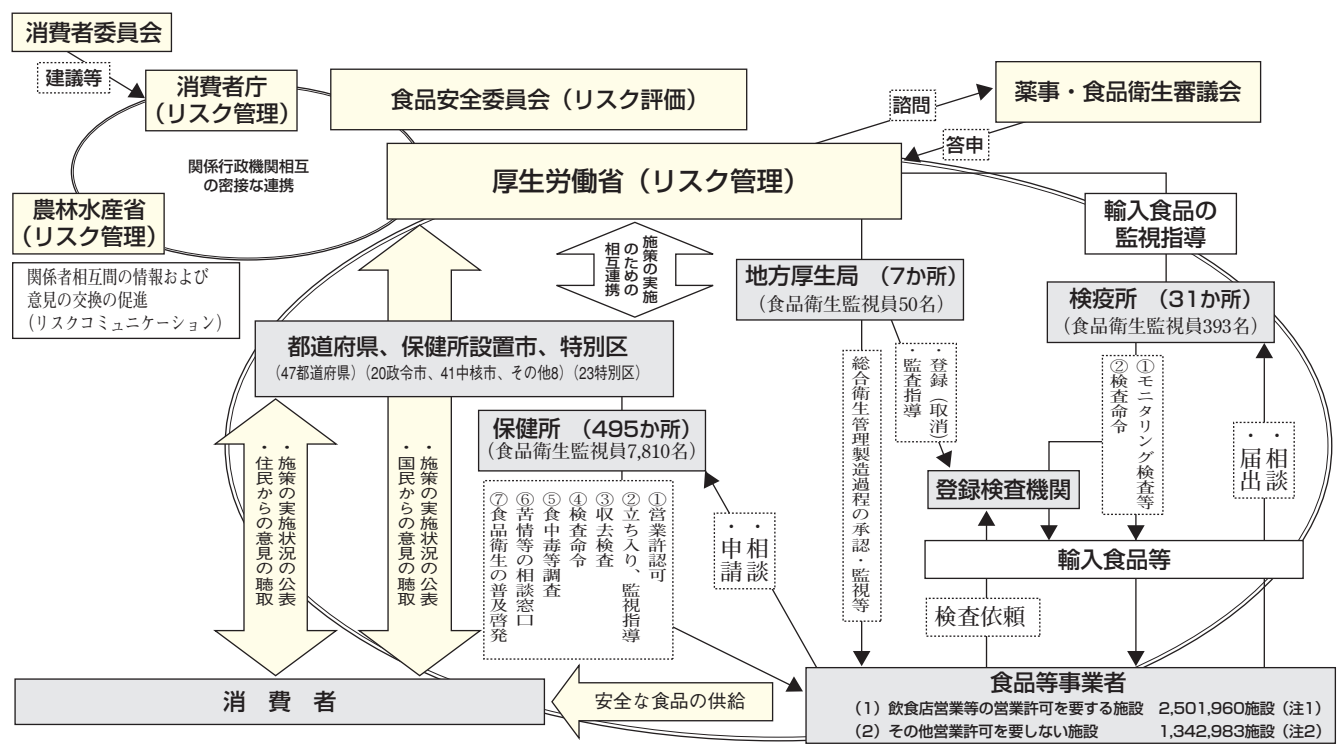


## 食品安全行政

### 概要 食品安全行政の展開

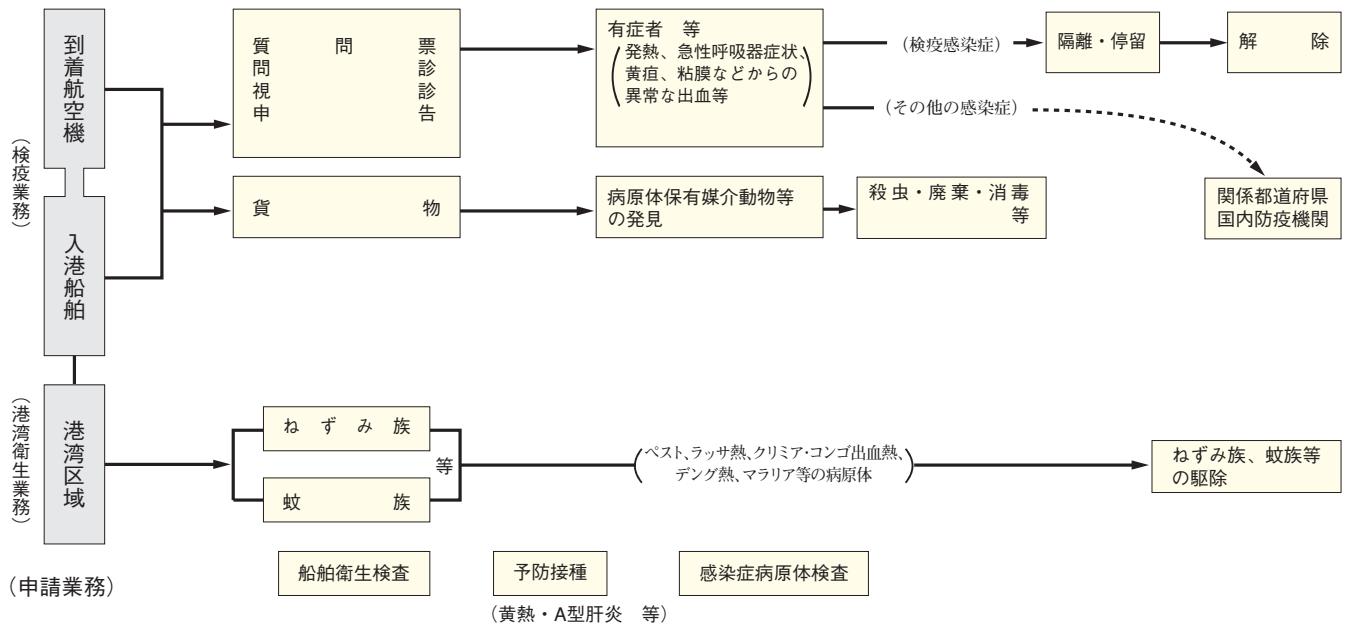


※検疫所（食品衛生監視員含む）の数は平成24年3月31日時点  
 地方厚生局（食品衛生監視員含む）、都道府県、保健所設置市、特別区および保健所の数は平成24年4月1日時点  
 保健所の食品衛生監視員および食品等事業者の施設数は平成23年3月31日時点  
 注1：ただし、宮城県および福島県の一部地域を除く。  
 注2：ただし、宮城県および福島県の一部地域を除く。

## 検疫所の業務

## 概要

## 検疫業務の流れ



## 詳細データ① 検疫所一覧 (平成24年4月1日現在)

凡例		海港	空港	計
本所	◎	11	2	13
支所	○	7	7	14
出張所	●	63	20	83
合計		81	29	110
検疫港数		89	29	118

## 詳細データ② 検疫実績 (平成22年)

検疫船舶数	検疫人員	検疫航空機数	検疫人員
隻	人	機	人
61,286	2,079,838	168,050	30,329,315

## 詳細データ③ 輸入食品届出・検査実績 (平成22年度)

輸入件数	検査件数	検査率	違反件数	違反率
件	件	%	件	%
2,001,020	247,047	12.3	1,376	0.1

資料：厚生労働省医薬食品局食品安全部「輸入食品監視統計」

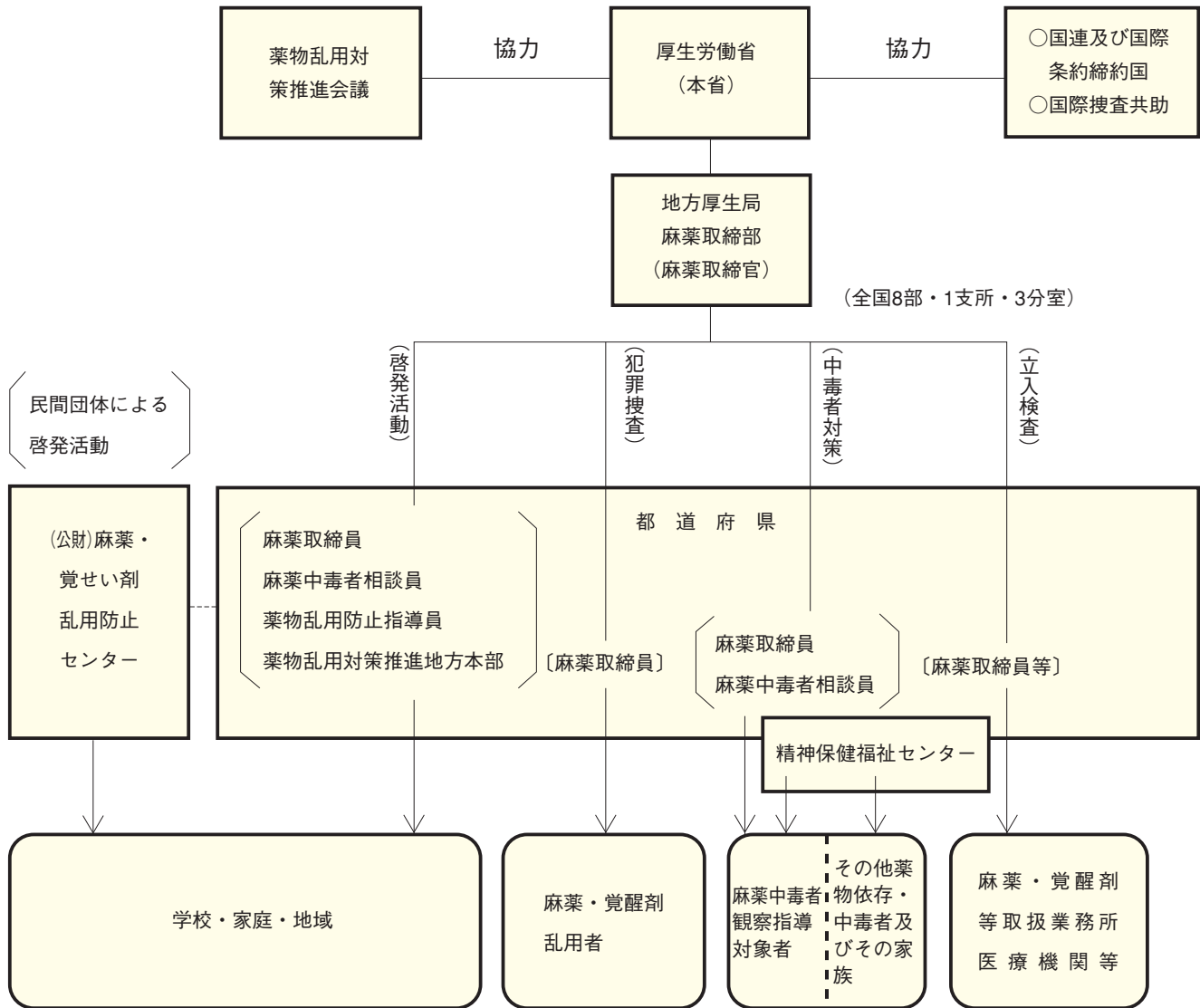
# 麻薬対策

## 概要

## 最近の情勢

- ・我が国では「覚醒剤」事犯が薬物事犯の中心（薬物事犯の約8割）
- ・平成22年の覚醒剤事犯の検挙者は12,200人
- ・大麻の乱用が高水準で推移

## 薬物乱用防止対策の体系図



がん患者の鎮痛剤などに使用される麻薬や、睡眠薬・抗不安薬などの向精神薬は、医療上重要な役割を持っている一方で、不正に乱用された場合、乱用者個人の健康を蝕むのみならず社会全体にまで著しい悪影響を及ぼす。

このため、医療用麻薬の受給の安定を図るとともに、薬物乱用防止対策として、啓発活動の充実、取締りの強化、再乱用防止の推進、国際協力の推進などの各種施策に総合的に取り組んでいる。

### 詳細データ 薬物事犯の推移

年次	麻薬及び向精神薬取締法		あへん法		大麻取締法		覚せい剤取締法	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
昭和26	1,524	2,208	-	-	18	24	18,711	17,528
27	1,190	1,642	-	-	39	51	21,727	18,521
28	1,030	1,462	-	-	8	9	38,763	38,514
29	1,527	2,092	25	30	16	17	53,221	55,664
30	1,280	1,753	157	181	42	52	30,670	32,140
31	1,060	1,575	128	140	27	33	4,876	5,047
32	1,013	1,365	144	173	25	29	787	781
33	1,616	2,073	63	76	7	13	268	271
34	1,394	1,714	137	147	28	30	332	372
35	1,667	1,987	310	315	9	10	426	476
36	2,023	2,442	190	199	22	24	459	477
37	1,773	2,176	203	208	34	34	530	546
38	2,135	2,571	402	417	144	147	1,061	971
39	707	792	419	425	158	164	973	860
40	1,035	1,090	890	902	255	259	885	735
41	899	974	917	920	157	158	847	694
42	592	658	702	705	301	298	841	675
43	298	361	136	1,148	392	410	1,091	775
44	210	239	377	377	426	413	915	704
45	212	245	230	230	707	733	2,453	1,682
46	256	229	207	202	831	717	4,431	2,634
47	354	341	253	251	853	726	7,702	4,777
48	455	429	310	287	779	761	14,260	8,510
49	436	393	176	171	781	720	9,771	6,119
50	268	232	158	140	971	909	13,590	8,422
51	195	165	184	185	1,064	960	17,929	10,919
52	201	125	191	191	1,225	1,096	24,022	14,741
53	136	102	140	142	1,711	1,253	30,287	18,027
54	147	103	217	217	1,573	1,314	31,991	18,552
55	241	158	269	264	1,745	1,433	33,808	20,200
56	144	98	261	262	1,696	1,346	36,855	22,331
57	169	100	273	270	1,550	1,244	38,231	23,719
58	129	89	406	408	1,593	1,231	37,562	23,635
59	223	132	201	197	1,715	1,391	37,739	24,372
60	168	138	449	443	1,597	1,273	36,115	23,344
61	166	118	440	397	1,624	1,337	32,664	21,408
62	149	99	388	355	1,732	1,395	31,301	20,966
63	165	126	217	213	2,033	1,570	30,229	20,716
平成元	340	248	186	168	1,815	1,470	23,657	16,866
2	331	240	113	111	2,091	1,620	20,095	15,267
	(2)	(2)						
3	413	271	120	126	2,020	1,505	22,047	16,330
	(50)	(29)						
4	485	331	102	91	2,347	1,639	21,208	15,311
	(101)	(55)						
5	479	353	163	132	2,871	2,055	21,671	15,495
	(111)	(84)						
6	551	343	254	222	2,675	2,103	20,056	14,896
	(130)	(91)						
7	572	334	229	172	2,314	1,555	23,731	17,364
	(97)	(64)						
8	528	275	190	141	2,098	1,306	26,959	19,666
	(107)	(78)						
9	451	238	222	161	1,874	1,175	27,152	19,937
	(80)	(63)						
10	565	280	182	134	2,119	1,316	22,753	17,084
	(64)	(44)						
11	522	286	168	128	1,764	1,224	24,419	18,491
	(75)	(57)						
12	498	254	122	67	1,815	1,224	26,227	19,156
	(67)	(35)						
13	586	271	90	49	2,321	1,525	25,060	18,110
	(48)	(42)						
14	709	327	93	55	2,677	1,873	23,474	16,964
	(59)	(37)						
15	1,027	530	89	55	2,925	2,173	20,343	14,797
	(52)	(26)						
16	1,224	635	91	68	3,125	2,312	17,955	12,397
	(77)	(52)						
17	1,252	606	33	13	2,951	2,063	20,273	13,549
	(43)	(35)						
18	1,214	611	50	27	3,369	2,423	17,480	11,821
	(48)	(45)						
19	1,170	542	63	47	3,338	2,375	17,169	12,211
	(125)	(39)						
20	1,207	601	26	21	3,927	2,867	16,043	11,231
	(45)	(46)						
21	844	429	34	28	4,057	3,087	16,468	11,873
	(37)	(31)						
22	760	375	30	23	3,151	2,367	17,163	12,200
	(56)	(43)						

③

生活環境

資料：厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料。  
 (注) ( ) 内は、向精神薬事犯で内数である。

## 水道行政

### 概要

### 水道行政の概要

安全な水道水の安定した供給を確保するため、その水質や施設についての基準、水道事業の経営や管理についての規則などが水道法に定められている。

### 詳細データ① 水道の種類

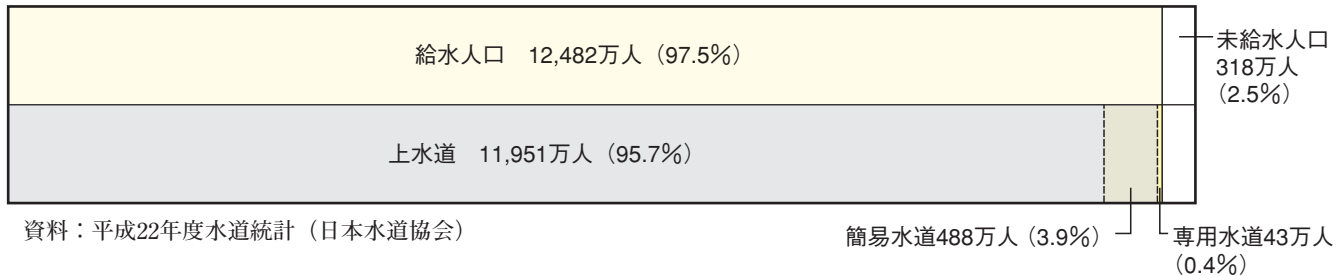
水道事業	上水道事業 (1,443か所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般の需要に応じて水を供給する事業</li> <li>経営は原則として市町村</li> </ul>	給水人口5,001人以上
	簡易水道事業 (6,687か所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働大臣または都道府県知事の認可が必要</li> </ul>	給水人口101人以上5,000人以下
水道用水供給事業 (98か所)		水道事業に対して浄水を卸売する事業 県、一部事務組合による経営が多い。厚生労働大臣または都道府県知事の認可が必要	
専用水道 (7,950か所)		給水人口が101人以上又は1日最大給水量が20m <sup>3</sup> を超える自家用水道等。設置に当たっては知事による設計の確認が必要（ただし、国の設置する専用水道は、厚生労働大臣へ届け出ること可能。）	
簡易専用水道		ビル、マンション等に設置された受水槽（有効容量10m <sup>3</sup> 超）を有する水道で水道事業のみから水の供給を受けるもの	

資料：平成22年度水道統計（日本水道協会）

(注) か所数は平成22年度末現在。

### 詳細データ② 給水人口内訳

(平成22年度末現在)



資料：平成22年度水道統計（日本水道協会）

### 詳細データ③ 上水道における給水量の推移

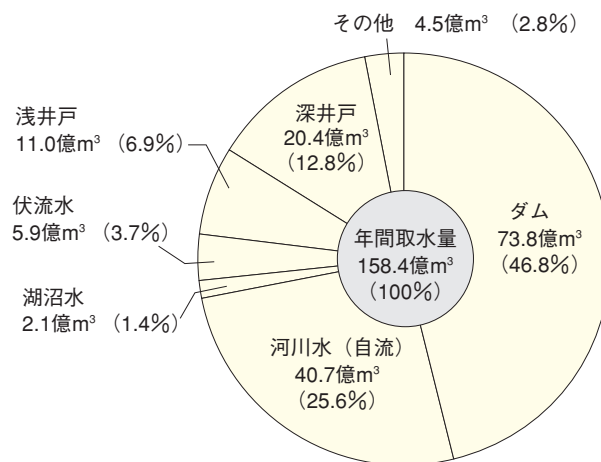
	1975年 (昭和50)	1980 (昭和55)	1985 (昭和60)	1990 (平成2)	1995 (平成7)	2000 (平成12)	2005 (平成17)	2010 (平成22)
総人口 (千人)	112,279	116,860	121,005	123,557	125,424	126,901	127,709	128,000
給水人口 (千人)	88,065	97,620	104,135	108,885	112,496	115,533	117,788	119,505
1日平均給水量 (千 $m^3$ )	32,871	35,623	39,498	43,348	44,423	44,350	42,932	41,482
1人1日平均給水量 (ℓ)	372	361	376	394	391	381	363	346
1日最大給水量 (千 $m^3$ )	42,211	45,500	50,193	54,149	54,635	53,103	50,054	48,149
1人1日最大給水量 (ℓ)	480	461	477	493	482	457	423	401

資料：平成22年度水道統計（日本水道協会）

### 詳細データ④ 水道水源の種別割合

（上水道事業＋水道用水供給事業の合計）

（平成22年度）



資料：平成22年度水道統計（日本水道協会）

詳細データ⑤ 水質基準項目及び基準値

番号	項目名	基準値
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。
2	大腸菌	検出されないこと。
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること。
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること。
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること。
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること。
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下であること。
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること。
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下であること。
11	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること。
12	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること。
13	四塩化炭素	0.002mg/L以下であること。
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下であること。
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下であること。
16	ジクロロメタン	0.02mg/L以下であること。
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。
18	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。
19	ベンゼン	0.01mg/L以下であること。
20	塩素酸	0.6mg/L以下であること。
21	クロロ酢酸	0.02mg/L以下であること。
22	クロロホルム	0.06mg/L以下であること。
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下であること。
24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下であること。
25	臭素酸	0.01mg/L以下であること。
26	総トリハロメタン（クロロホルム、 ジブロモクロロメタン、ブロモジ クロロメタン及びブロモホルムの それぞれの濃度の総和）	0.1mg/L以下であること。
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下であること。
28	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下であること。
29	ブロモホルム	0.09mg/L以下であること。
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下であること。
31	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること。
32	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。
33	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。
34	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下であること。
35	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること。
36	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること。
37	塩化物イオン	200mg/L以下であること。
38	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下であること。
39	蒸発残留物	500mg/L以下であること。
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下であること。
41	(4S,4a S,8a R)   オクタヒド ロ-4,8a-ジメチルナフタレン- 4a (2H)-オール（別名ジェオ スミン）	0.00001mg/L以下であること。
42	1,2,7,7-テトラメチルピシクロ [2,2,1] ヘプタン-2-オール （別名2-メチルイソボルネオール）	0.00001mg/L以下であること。
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下であること。
44	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること。
45	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下であること。
46	pH値	5.8以上8.6以下であること。
47	味	異常でないこと。
48	臭気	異常でないこと。
49	色度	5度以下であること。
50	濁度	2度以下であること。

### 詳細データ⑥ 浄水処理方法の種別割合

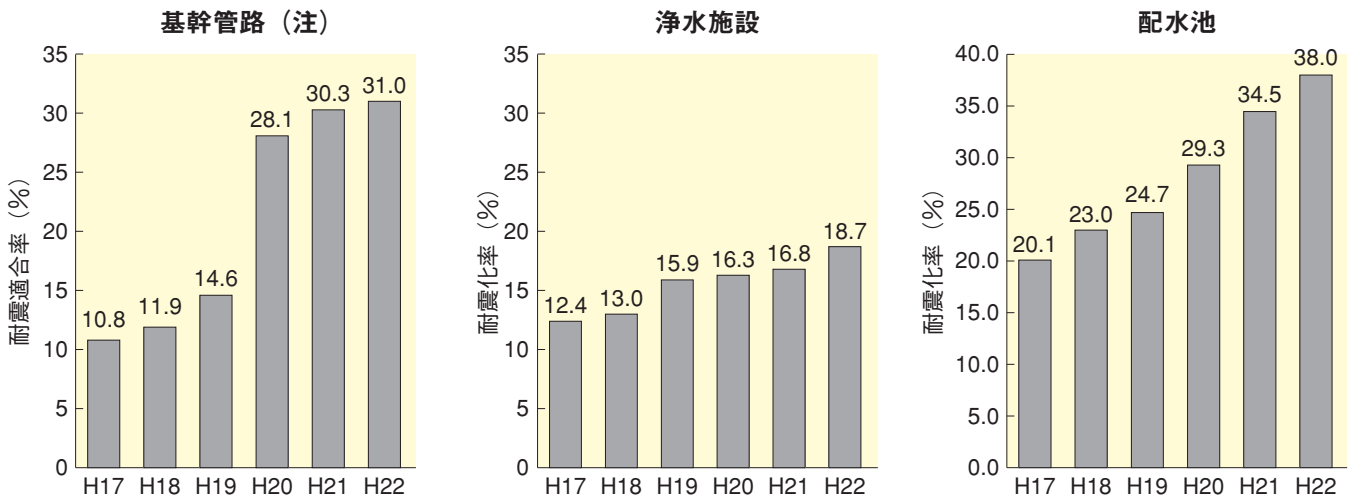
消毒のみ	緩速ろ過	急速ろ過	膜ろ過	高度浄水処理その他の処理（内数）
17.8%	3.4%	77.5%	1.3%	34.1%

高度浄水処理については、消毒のみ、緩速ろ過、急速ろ過、膜ろ過施設に付随する施設であるため内数で表記。「高度浄水処理・その他の処理」とは、オゾン処理、活性炭処理、生物処理、エアレーション等の処理。

（平成22年度末現在）

資料：平成22年度水道統計（日本水道統計）

### 詳細データ⑦ 水道における耐震化の状況



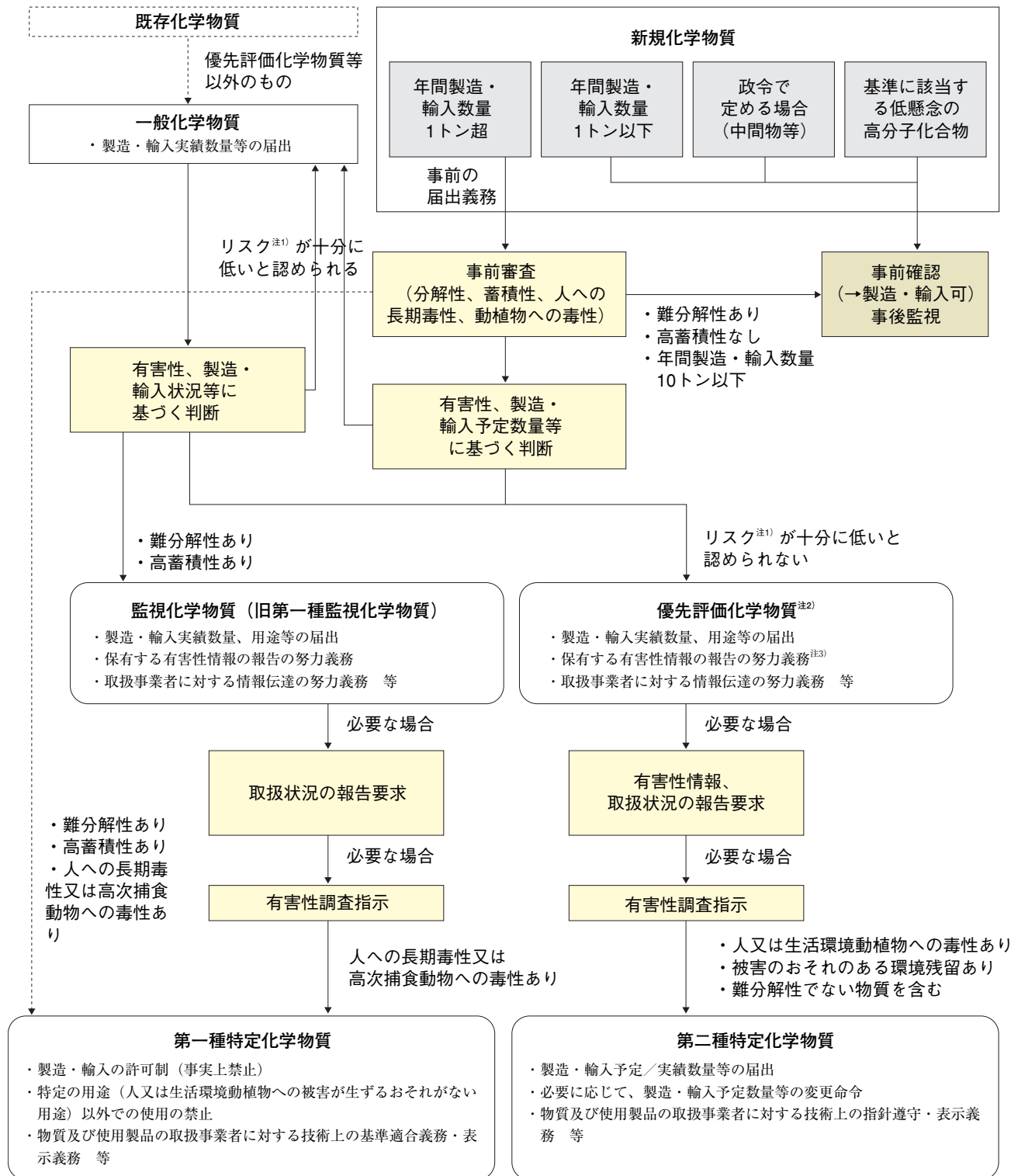
（注）平成18年度までは耐震管の割合（耐震化率）で、平成19年度以降は耐震適合性のある管（耐震管+良い地盤にあり、耐震管以外で耐震性があると判断できる管）の割合（耐震適合率）



# 化学物質の安全対策

## 概要

## 改正後の化学物質審査規制法の概要（平成23年4月以降）



注1) 本図において、リスクとは、第二種特定化学物質の要件である、「人への長期毒性又は生活環境動植物への生態毒性」及び「被害のおそれが認められる環境残留」に該当するおそれのことを指す。

注2) 第二種及び第三種監視化学物質は廃止される。これらに指定されていた物質について、製造・輸入数量、用途等を勘案して、必要に応じて優先評価化学物質に指定される。

注3) 第二種特定化学物質にも適用される。

注4) 有害性情報を新たに得た場合の報告義務あり。（第一種特定化学物質を除く。）

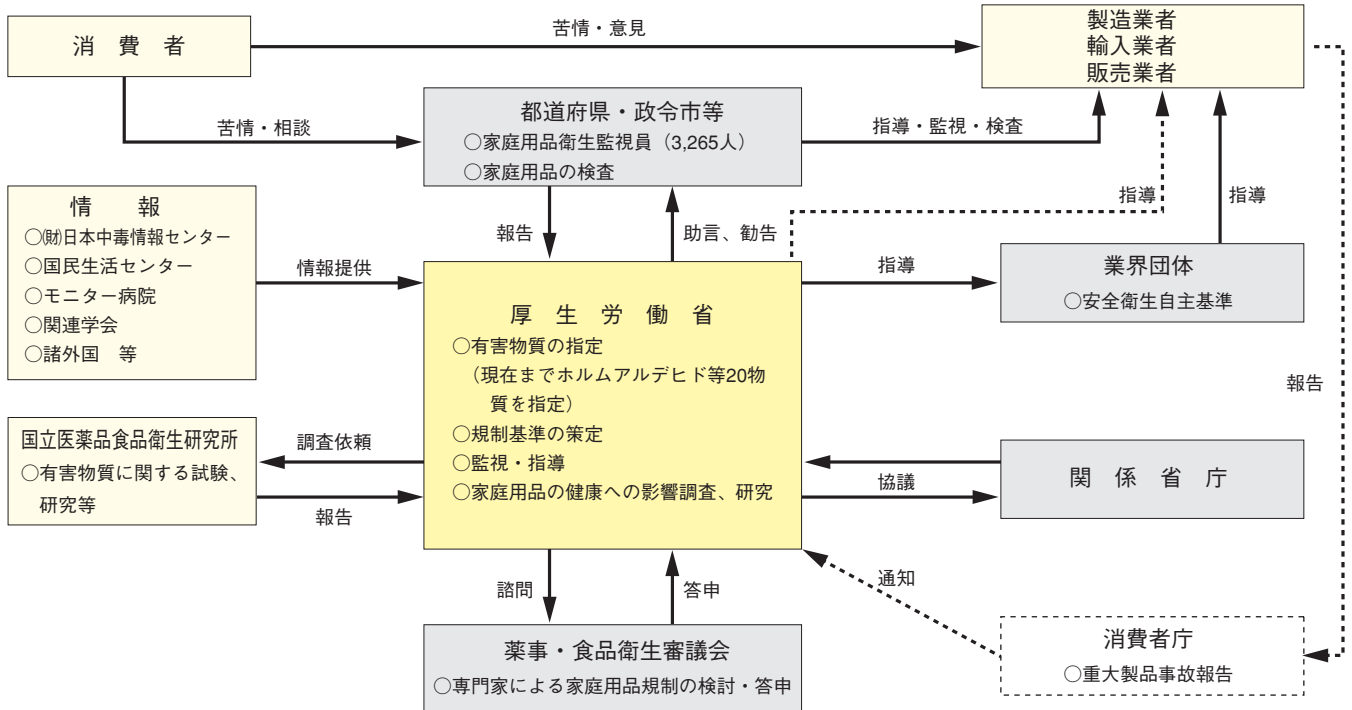
注5) 必要に応じ、取扱方法に関する指導・助言あり。（第二種特定化学物質、監視化学物質、優先評価化学物質）

## 家庭用品の安全対策

## 概 要

## 有害物質を含有する家庭用品の規制制度の概要

衣類等の繊維製品、洗剤、エアゾール（内容成分を微粒子にして空气中に噴霧するもの）製品等の家庭用品に含まれる化学物質による健康被害を防止するため「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、有害物質を指定し、さらに有害物質を含有する家庭用品について、その含有量等の規制基準を設定することにより家庭用品の安全性の確保を図っている。



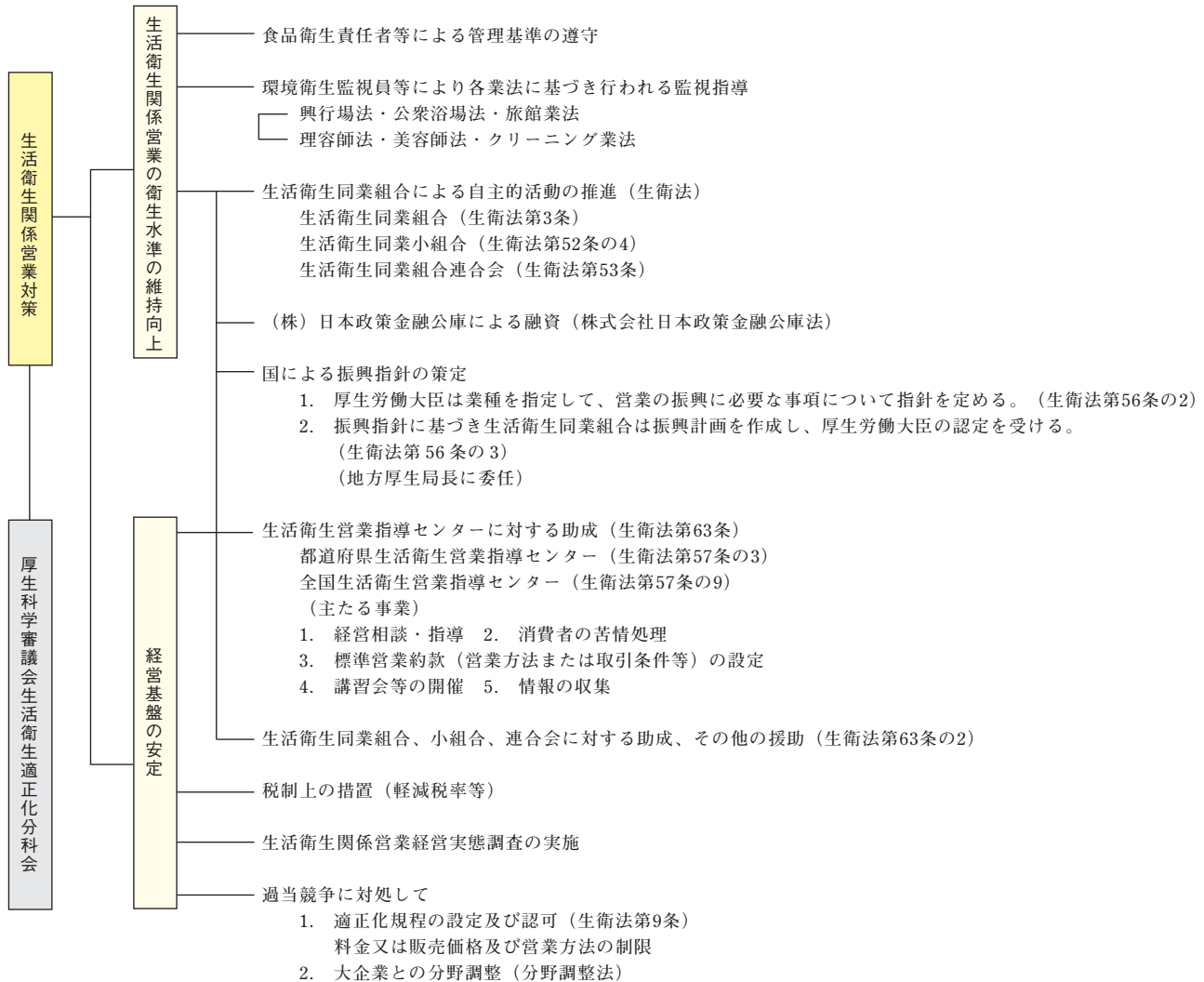
(注) 家庭用品衛生監視員の数は平成23年4月1日現在。

※---- 消費者安全法に基づく業務

# 生活衛生関係営業

## 概要

## 生活衛生関係営業振興策の体系図



### 詳細データ 生活衛生関係営業施設数の推移（実数）

	1996年 (平成8)	1998年 (平成10)	1999年 (平成11)	2000年 (平成12)	2001年 (平成13)	2002年 (平成14)	2003年 (平成15)	2004年 (平成16)	2005年 (平成17)	2006年 (平成18)	2007年 (平成19)	2008年 (平成20)	2009年 (平成21)	2010年 (平成22)
総数	2,542,613	2,549,560	2,567,847	2,618,565	2,617,007	2,604,773	2,590,794	2,570,853	2,568,310	2,560,450	2,535,169	2,506,214	2,482,593	2,423,003
興行場	4,873	5,024	5,092	5,179	5,160	5,113	5,032	5,063	5,034	5,001	4,987	4,959	4,921	4,849
再掲 ┌ 映画館	1,943	1,938	1,984	2,024	1,976	1,920	1,822	1,860	1,839	1,815	1,761	1,750	1,702	1,654
└ スポーツ施設	368	383	379	396	405	404	401	397	387	384	392	401	394	373
└ その他の興行場	2,562	2,703	2,729	2,759	2,779	2,789	2,809	2,806	2,808	2,802	2,834	2,808	2,825	2,822
旅館業	105,473	102,854	101,494	99,176	97,267	94,908	92,744	90,343	87,927	86,818	85,566	84,411	82,952	81,006
再掲 ┌ ホテル営業	7,412	7,944	8,110	8,220	8,363	8,518	8,686	8,811	8,990	9,180	9,442	9,603	9,688	9,629
└ 旅館営業	70,393	67,891	66,766	64,831	63,388	61,583	59,754	58,003	55,567	54,107	52,295	50,846	48,966	46,906
└ 簡易宿所営業	25,571	25,150	24,778	24,354	23,883	23,268	22,931	22,475	22,396	22,590	22,900	23,050	23,429	23,719
└ 下宿営業	2,097	1,869	1,840	1,771	1,633	1,539	1,373	1,054	974	941	929	912	869	752
公衆浴場	26,009	26,744	26,870	26,732	26,827	26,706	26,831	27,074	27,674	28,753	28,792	28,523	28,154	27,653
再掲 ┌ 一般公衆浴場	9,461	8,790	8,422	8,117	7,851	7,516	7,324	7,130	6,653	6,326	6,009	5,722	5,494	5,449
└ 個室付浴場	1,341	1,328	1,320	1,329	1,343	1,343	1,346	1,343	1,364	1,340	1,367	1,406	1,358	1,364
└ ヘルスセンター	1,653	1,911	2,010	2,041	2,086	2,167	2,291	2,287	2,396	2,359	2,331	2,340	2,355	2,346
└ サウナ風呂	2,920	2,671	2,583	2,433	2,362	2,181	2,140	2,169	2,070	2,299	2,334	2,276	2,082	1,975
└ スポーツ施設	...	...	...	...	...	...	...	...	2,650	2,958	3,090	3,241	3,238	3,251
└ その他	10,634	12,044	12,535	12,812	13,185	13,499	13,730	14,145	12,541	13,471	13,661	13,538	13,627	13,268
理容所	142,718	142,786	141,321	140,911	140,599	140,374	140,130	139,548	138,855	137,292	136,768	135,615	134,552	130,755
美容所	196,512	201,379	200,682	202,434	205,204	208,311	210,795	213,313	215,719	217,769	219,573	221,394	223,645	223,286
クリーニング営業	163,554	163,999	163,027	162,347	159,801	157,112	155,109	150,753	147,395	143,989	141,190	137,097	133,584	126,924
再掲 ┌ 一般クリーニング所	49,563	48,103	47,324	46,595	45,848	44,505	44,041	42,664	41,998	40,638	39,632	38,165	37,393	35,329
└ 取次所	113,991	115,896	115,703	115,752	113,953	112,607	111,068	108,089	105,134	103,061	101,191	98,586	95,805	90,825
└ 無店舗取次店	...	...	...	...	...	...	...	...	263	290	367	346	386	770
飲食店営業	1,480,669	1,485,701	1,502,891	1,544,720	1,546,154	1,537,720	1,526,198	1,506,751	1,503,459	1,496,480	1,479,218	1,457,371	1,446,479	1,419,489
喫茶店営業	239,282	245,868	252,134	263,940	267,671	271,536	275,202	282,853	289,088	293,402	291,587	292,889	285,967	270,933
食肉販売業	179,810	171,734	170,922	169,766	165,101	159,919	155,791	152,317	150,397	148,324	144,981	141,571	140,065	135,973
氷雪販売業	3,713	3,471	3,414	3,360	3,223	3,074	2,962	2,838	2,762	2,622	2,507	2,384	2,274	2,135

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

(注) 1. 平成8年までは各年12月末現在、平成9年度以降は翌年3月末現在の数字である。

2. 平成22年度は東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

3

生活環境